第3章 計画の概要

(1) 基本的な考え方

- ①県民の健康の保護が最も重要であるという視点に立った食の安全・安心の確保
- ②生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保
- ③行政、食品関連事業者、消費者等すべての関係者の相互理解と協働による食の安全・安心の 確保

(2) 食の安全・安心推進体制

「安全」と「安心」

安全

食品に潜在する危害(ハザード)に対して、科学的な根拠に基づいた対策を講 じ、健康への悪影響の発生する確率が最小限となっている状態

安心

安全確保に向けたさまざまな取組に対して、食に関わるすべての人たちが情報 や意見を交換し、不安や疑問が解消されて理解しあうことによって、信頼関係 が作られている状況

- 自主的な衛生管理の推進
- 対等な立場でのコミュニケーション

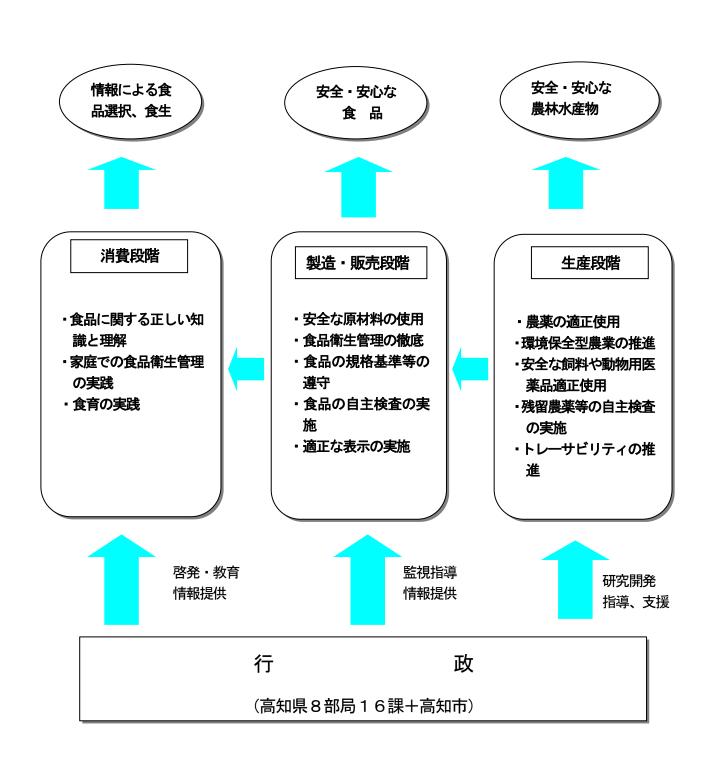
安全・安心な 消費者 食品関連事業者 食品の提供 食に関する知識と理解 第一義的な責任の認識 安全・安心確保のための取組 安全に配慮した行動 意見交換•情報提供 意見交換 意見交換 監視指導 活動支援 情報提供 情報提供 試験検査 行 政 生産から消費までの食の安全・安心確保に関する施策の推進

高知県食の安全・安心推進計画

信頼協働

高知県の食の安全・安心の確保

※ 行政の食の安全・安心確保に関する施策体制



(3)計画を推進するための関係者の責務と役割

①行政の責務

行政は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

行政の主な責務

- ◇ 生産から販売に至る一連の行程における食品関連事業者の指導・支援
- ◇ 残留農薬、食品添加物や食品の規格基準などの検査の実施
- ◇ 製造者などの自主的な食品衛生管理の支援
- ◇ 適正な表示の監視・指導
- ◇ 県産食品の認証制度の推進
- ◇ 食品についての相談、申出に対する適切な対応
- ◇ 食育、地産地消の推進
- ◇ 食の安全・安心に関する情報の収集と県民への提供
- ◇ 消費者、食品関連事業者とのリスクコミュニケーションの推進
- ◇ 危機管理体制の整備
- ◇ 調査研究の推進

②食品関連事業者(生産者・事業者等)の責務及び役割

食品関連事業者は、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産・供給について第一義的責任を有していることを認識し、自主的に食の安全・安心の確保に取組みます。

食品関連事業者の主な責務及び役割

- ◇ 農薬や動物用医薬品、食品添加物などの適正な使用
- ◇ 環境への負担を軽減する農業の推進
- ◇ 農薬・動物用医薬品の出荷前残留検査の実施
- ◇ 生産履歴の記帳によるトレーサビリティの推進
- ◇ 食品の自主検査の実施
- ◇ 安全な原材料の使用
- ◇ 食品の安全性の確保、衛生管理の徹底
- ◇ 適正な表示の実施
- ◇ 食の安全についての学習の実施
- ◇ 消費者、行政とのリスクコミュニケーションの推進

③消費者の役割

消費者は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めます。

消費者の主な役割

- ◇ 農林水産物の生産から流通に関する正しい理解
- ◇ 食品表示や安全情報の活用
- ◇ 家庭での食品衛生管理の実践
- ◇ 地産地消や食育の推進
- ◇ 食品関連事業者、行政とのリスクコミュニケーションへの参加

(4) 第2次推進計画における行政の主要な取組

食の安全・安心を確保するために、次の施策について特に重点的に取組みます。

食の安全・安心に関する法令を遵守し、徹底した取組を実施します。

- ◆食品の生産から製造、販売に至るまで、法に基づく徹底した監視指導を実施します。
- ◆食品の生産・出荷、流通の各段階における食品安全検査の充実強化に努めます。
- ◆食の安全に関する危機に関して、関係機関と連携し総力をあげて対応します。



監視指導



食品の安全検査

安全で安心な高知の農林水産物の生産・供給を促進します。

◆環境保全型農業を推進し、安全でより安心な農産物の生産・供給を促進します。





- ◆防が灯や天敵利用による化学合成農薬の低減に全国に先駆けて取組んでいます。
- ◆水産物産地市場の衛生管理の向上を推進します。



すくも湾中央市場(高度衛生管理型市場)

食品関連事業者による食品の自主衛生管理を推進します。

◆食品製造施設では、取り扱う食材、施設の状況、 従事者の衛生知識など様々な違いがあり、それ ぞれの施設で自主衛生管理を推進します。



自主衛生管理、記録の保管

情報や意見の交換、相互理解と協働を推進します。

- ◆迅速でわかりやすい情報の提供に努めます。
- ◆意見交換会を開催し、相互理解を深めるとともに 協働した取組を進めます。



(5) 体系図

基盤づくり

危機管理体制の整備

・危機に備えたマニュアルに基づく迅速な対応・県民への情報提供

調査研究の推進

生産から販

売に至る監

視、指導及

び検査体制

の整備

・安全・安心な農林水産物の生産・加工等に関する研究・食品の危害物質に関する調査研究

食

の

安

全

心対

安

策

ത

推

進

生産供給段 階における 安全・安心 の確保

製造・加工・

販売段階に

おける安

全・安心の

確保

安全・安心な農産物(林産物)の生産及び供給

意見交換会の開催

- ・農薬の適正使用の指導
- ・環境保全型農業の推進

安全・安心な畜産物の生産及び供給

- ・動物用医薬品等の適正使用の指導
- 牛のトレーサビリティシステムの指導

安全・安心な水産物の生産及び供給

- •水産物産地市場の衛生確保の啓発普及
- •動物用医薬品等の適正使用の指導

食品営業者及び製造者等に対する監視指導

- ・「食品衛生監視指導計画」による監視指導
- ・大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく給 食施設指導

食品営業者等の自主管理体制の推進、支援

- ・食品営業者による食品衛生向上の推進
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理の推進

食中毒予防

- ・食中毒の発生しやすい施設への重点指導
- ・県民への情報提供、衛生意識の普及啓発

食品等の検 査及び検査 体制の充実

生産出荷段階における農畜水産物の検査

- •残留農薬検査の充実強化
- ・BSE検査の実施・貝毒に関する検査の実施

流通食品の検査

- ・農薬や食品添加物の検査の充実
- ・と畜場等における食肉検査と食肉衛生の向上

の充実

関連法令に基づく食品表示の監視指導

- ・関係部局や国との連携強化による監視指導
- ・消費者によるチェック体制を通じた食品表示の適正化の推進

食品の表示に関する普及啓発

・表示に関する講習等による普及啓発

認証制度の推進

適正な表示

の確保

- ・特別栽培農産物に係る新ガイドラインによる表示や環境にやさしい生産方式等に取り組む認証制度の推進
- ・高知県食品衛生管理認証制度(高知県版HACCP)及び高度衛生管理の推進

県民からの相談等による立入調査

・県民からの危害情報等の提供に対する立入調査など適切な措置の実施

食育の推進

- •日本型食生活の実践や地産地消の推進
- ・家庭、学校、保育所、地域等が行う食育の取組の促進

農林水産物の生産から販売に至る支援

- ・環境保全型農業に取り組む園芸高知のPR、県産農産物のイメージアップと販売拡大
- ・水産物の鮮度保持技術の普及・支援

行政、食品関連事業者、消費者間の情報及び意見の交換、相互理解

- ・食の安全・安心に関する情報の迅速でわかりやすい提供
- ・3者の相互理解及び食品に関する認識を深めるため意見交換会の実施
- 食品関連事業者と消費者の交流の促進

関係機関や関係団体等との連携及び協働

・各自治体とのネットワークや関係団体との連携による取組の推進